

令和 8 年 5 月
長 崎 県 警 察

長崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則案に対する意見の募集について

長崎県警察では、長崎県道路交通法施行細則（平成 13 年長崎県公安委員会規則第 2 号）の一部を改正する規則案について別紙 1 及び別紙 2 のとおり検討しています。

これに関し御意見のある方は、氏名（法人又は団体の場合は、その名称及び代表者の氏名）、住所及び連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、日本語により意見を提出してください（ただし、氏名、住所及び連絡先の記載は、任意です。）。

意見提出先及び意見提出期間は、次のとおりです。

意見提出先	電子メール	soudan@police.pref.nagasaki.jp ※件名に「パブリックコメント」と必ず御記入ください。
	郵 送	〒850-8548 長崎県長崎市尾上町 3 番 3 号 長崎県警察本部交通部交通規制課
	F A X	095-829-0068 ※ 1 枚目に「パブリックコメント」と必ず御記入ください。
意見提出期間	令和 8 年 5 月 1 日（金）から 令和 8 年 5 月 31 日（日）までの間（必着）	

なお、御意見の提出に当たっては、次の事項をあらかじめ御承知おきください。

- 1 電話による御意見は、受け付けておりません。
- 2 頂いた御意見に対しての個別の回答はいたしません。
- 3 意見提出者の氏名及び連絡先は、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用いたしません。
- 4 頂いた御意見は、必要に応じ公表する場合があります。

別紙 1

長崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則案の概要

- 1 規則の題名
長崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則
- 2 主な改正概要
 - (1) 公安委員会が定める駐車禁止の対象から除外する車両に係る身体障害者手帳の障害の級別の語句の修正
(同細則第8条第3号ア及び別表第1関係)
 - ア 根拠となる法令の条項
道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条第2項
 - イ 改正内容
身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者については障害の区分に応じ、駐車禁止の対象から除外しているが、別表第1の障害の級別の表記について必要な修正をするもの
 - (2) 公安委員会が定める自動車の積載物の高さ制限に指定する路線の延長
(同細則第16条の2及び別表第2関係)
 - ア 根拠となる法令の条項
道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第22条第3号ハ
 - イ 改正内容
自動車の高さ制限は、道路交通法施行令に基づき3.8メートル以下とされているが、都道府県公安委員会が交通に支障がないと認めた場合は、4.1メートル以下とすることができるため、道路管理者と調整協議し、新たに路線を延長するもの
- 3 施行期日
令和8年7月1日を予定しています。

別紙 2

長崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 ● 月 ● 日

長崎県公安委員会委員長 長谷川 宏

長崎県公安委員会規則第 ● 号

長崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

長崎県道路交通法施行細則（平成13年長崎県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後				改正前			
別表第1（第8条関係）				別表第1（第8条関係）			
障害の区分		障害の級別		障害の区分		障害の級別	
略		略		略		略	
乳幼児期 以前の非 進行性の 脳病変に よる運動 機能障害	略	1級から3級までの各級		乳幼児期 以前の非 進行性の 脳病変に よる運動 機能障害	略	1級から3級までの各級 <u>（一下肢のみに運動機能障 害がある場合を除く。）</u>	
略	移動 機能			略	移動 機能		
別表第2（第16条の2関係）				別表第2（第16条の2関係）			
路線名		区間		路線名		区間	
略		略		略		略	
一般国道497号 （西九州自動車道）	略	長崎県松浦市今福町滑栄免字札ノ元1062番1（県境）から 長崎県 <u>佐世保市江迎町栗越214番1</u> まで		一般国道497号 （西九州自動車道）	略	長崎県松浦市今福町滑栄免字札ノ元1062番1（県境）から 長崎県松浦市志佐町浦免字大浜197番42まで	
略		略		略		略	

附 則

この規則は、令和8年7月1日から施行する。